

(平成19年3月13日)

広島大学における科学者の行動規範について

声 明

科学研究とは、科学者が純粋な知的好奇心や社会からの要請に基づいて未知の領域に果敢に挑み、新たな知を創造する行為である。同時代はもちろん後世の科学者の厳密な批判と評価に耐え抜いた科学研究の成果のみが、人類の平和と幸福、社会の発展に資するための人類社会の知的共有財産となりうる。

広島大学ではその理念として、「平和を希求する精神」、「新たなる知の創造」、「豊かな人間性を培う教育」、「地域社会・国際社会との共存」、「絶えざる自己変革」の5原則を謳っており、本学において科学研究に携わる者はこの理念の下で誇りを持って人類社会に貢献することを責務としている。

科学研究に携わる者は、自由な発想と自立性が保証された中で真理を探索し得るといった特別の権利を有している反面、社会に対して透明性を持った説明責任を果たす義務を有することは言うまでもない。

このような科学研究の重大な責務に鑑み、科学研究に携わる者は研究活動を行う上でも自立的かつ厳格な行動規範に従うことが求められている。特に大学は次世代を担う科学者を育成する機関であり、そこで科学研究に携わる者にはより高度の行動規範の遵守が求められている。これらの基本的な認識の下に広島大学は日本学術会議が作成した「科学者の行動規範」(平成18年10月3日)を尊重し、本学の科学者の行動規範を策定した。

平成21年1月13日

「広島大学 科学者等の行動規範」の策定について

— 「広島大学 科学者の行動規範」（平成19年3月13日）の改訂 —

研究の質の向上，新たな研究や分野の開拓に向けた研究活動の実施には，多くの公的資金が投入されてきていることから，科学研究に携わる者のみならず，研究組織としての大学にあっても，その活動について十分な説明責任を果たしていくことが必須となっている。

広島大学は，平成19年3月に「科学者の行動規範」を策定して学内外に公表するとともに，同年10月には「研究費等不正使用防止計画推進室」を設置し，不正使用防止計画の企画及び立案等の業務を行うなど，継続的な取り組みを行ってきた。

今後，科学研究を推進していく上で，一般社会からの理解と支援が不可欠であることを踏まえれば，科学者等は，科学研究の根幹を担いつつ，同時に社会に支えられていることの責任を改めて自覚する必要がある。

この際，研究費等が国民や企業等から負託された貴重な活動財源であることを重く受け止め，いやしくも研究費等の不正使用など，大学の研究活動に対する信頼を根幹から揺るがす行為は，厳しくこれを戒めなければならない。

このことから広島大学は，研究費等の使用に当たっては，科学研究に携わる者の倫理観に基づく行動を厳格に求めるとともに，研究環境を支援する職員に対してもそれぞれの立場での自覚と行動を促すことが必要であることから，「広島大学 科学者の行動規範」を改訂し，研究費等の使用に関する行動規範を加えた。

これにより広島大学は，社会的責任を十分自覚して適切な研究活動を行うとともに，研究費等の適正な使用に努めることとする。

広島大学 科学者等の行動規範

第1章 研究活動

- (1) 科学研究に携わる者は、平和を脅かす行為を排し、科学によって世界の平和に貢献できるように最善の努力を行う。
- (2) 科学研究に携わる者は、自らが生み出す科学研究の成果や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球の環境の持続性に貢献するという責任を有する。
- (3) 科学研究に携わる者は、科学者の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。
- (4) 科学研究に携わる者は、自らの研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。
- (5) 科学研究に携わる者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。また、法令の遵守はもとより研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
- (6) 科学研究に携わる者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

第2章 研究費等の使用

- (1) 科学研究に携わる者、役員及び職員(以下「科学者等」という。)は、本学が管理するすべての経費(以下「研究費等」という。)の使用に当たっては、法令及び関係規則等(以下「法令等」という。)を遵守するとともに、社会に対する説明責任を果たす。
- (2) 科学者等は、個人の発意で提案し獲得した競争的資金又は寄附金であっても、本学が管理すべき経費であることを認識し、行動する。
- (3) 科学者等は、研究費等が国民や企業等から負託された貴重な活動財源であることを認識し、効率的かつ効果的な使用を行うとともに、本来の用途以外の用途への使用、虚偽の請求に基づく支出又は法令等違反となる支出は行わない。
- (4) 役員及び職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な科学研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- (5) 科学者等は、研究費等の不正使用が本学におけるすべての活動に深刻な影響を与えることを自覚し、相互理解を深めるとともに別に定める研究費等の不正使用防止計画を踏まえて行動する。